

## 平成 21 年度第 3 回富山県環境審議会 大気騒音振動専門部会議事録の概要

1. 日 時 平成 22 年 2 月 23 日（火） 午後 2 時～ 4 時 30 分
2. 場 所 富山国際会議場 多目的会議室 203 号
3. 出席者 委 員：長谷川部会長、岡村特別委員、川上専門員、丁子専門員、  
成瀬専門員、原専門員、平原専門員  
事務局：堀生活環境文化部次長、浦田環境保全課長ほか

### 4. 議 事

富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）の見直しについて

事務局が計画の見直し案について説明し、質疑が行われた。

今後、委員からの意見等を踏まえて見直し案を修正したうえで、パブリックコメントを実施することとなった。

### 【質疑応答】

「第 1 章 計画の基本的な考え方」及び「第 2 章 大気汚染の現況及び将来予測」  
について

（委員）

硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量調査結果を踏まえ、県ではどのような対策を講じていくのか。

（事務局）

事業所の監視指導に活かすとともに、燃料使用量をさらに削減することは、温室効果ガスや大気汚染物質の削減に効果があることから、家庭における省エネ家電の普及促進や事業所における省エネ対策の技術的支援などの参考にしたいと考えている。

（委員）

大気は開放系であるため、富山県の区域だけでなく、その周囲の大気環境も含めて考えなければならないのではないかと。国では揮発性有機化合物を 12 年度比で 3 割削減する方針とのことだが、本県の削減目標は単純に「3 割」という数字を踏襲するのではなく、全国の排出量に対する本県の排出割合などを踏まえて検討すべきではないかと。

（事務局）

国では、大気汚染防止法の規制で 1 割分、事業者の自主的取組みで 2 割分を削減する方針であるが、地域別の削減量などは示しておらず、国の目標達成への貢献という考え方で目標設定を行うのは困難である。

揮発性有機化合物が光化学オキシダントの生成にどの程度寄与しているか不明確な点もあるが、3 割の削減で 9 割の測定局が注意報発令基準未満になるとの見解もあり、地域的な影響を考慮して住民の健康リスクを下げるという観点から目標案を設定したものである。

(委員)

資料2の2ページ「光化学オキシダントの濃度」のグラフについて、「1時間値の最高値の平均値」の目盛の取り方により、細かな変化を強調した図となっている。年度によって増減はあるが全体として増加していることを示したいのであれば、目盛の取り方に注意すること。

(委員)

グラフの中に環境基準値を示すラインなどを入れておくこと。

(事務局)

ご意見を踏まえ修正する。

(委員)

27年度における硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量は、高岡・射水地域で大幅に減少すると予測されているが、これは特定の事業所の影響か、それとも地域内の事業所全体が減少傾向なのか。

(事務局)

高岡・射水地域に立地する火力発電所における減少量が大きいためである。

(委員)

火力発電所において排出量が減少する理由などを、もっと具体的に記載すること。

(事務局)

ご意見を踏まえ、理由などを記載する。

(委員)

主要課題の「地球温暖化と大気汚染のコベネフィット・アプローチの推進」は、正しくは「地球温暖化防止と大気汚染防止のコベネフィット・アプローチの推進」とすべきでないか。

また、グラフについて、縦軸ラベルが縦書きと横書きになっているもの、線で周囲を囲んだもの囲んでないものなどが混在しているので、パターンを統一しておくこと。

(事務局)

ご指摘を踏まえ修正する。

(委員)

「取組み」の漢字表記について、一般的には「取り組み」と表記している例もあるが、どのように整理しているのか。

(事務局)

名詞として用いる場合は「取組み(「り」を入れない)」とし、動詞として用いる場合は「取り組む(「り」を入れる)」としている。他の部分も含めて統一が取れているか、再度確認する。

(委員)

窒素酸化物などの排出量を、4つの地域に分けて算出した理由は何か。

(事務局)

光化学オキシダント注意報等の発令単位となる4つの地域区分に分けて算出したものであり、発令時に窒素酸化物などの排出量の削減を重点的に呼びかける地域や、発令リスクを下げるために優先的に取り組む地域を明らかにすることを目的としている。

(委員)

揮発性有機化合物の排出削減を推進することで、打撃を受ける業界はあるのか。

(事務局)

大気汚染防止法の規制対象となる12事業所は、本年4月から排出基準に適合しなければならぬことから対応が進められているものと思う。

それ以外の事業所は自主的な取組みで削減を進めていくこととなるが、県では、来年度、県内の排出実態調査を行い、優先的に取組みを推進すべき業種や業種ごとの効果的な削減方策などを検討していく予定である。県としては、なるべく事業者の負担にならないように技術的な支援などを行っていきたいと考えている。

(委員)

容器にふたをするなど、取扱いに少し注意するだけでも、大気への排出量がずいぶん減るのではないかと。使用量そのものを減らすだけでなく、適切な取扱いにより排出量を減らすことも重要と考える。

「第3章 主要課題」、「第4章 計画の推進施策」及び「第5章 計画の推進体制」について

(委員)

「第4章計画の推進施策」で様々な施策が挙げられているが、第1章に「具体的な目標」として掲げるものは3つだけか。

(事務局)

目標を達成するための手段として、目標に対応した3つの区分で推進施策を掲げたものである。

(委員)

「県民満足度」というデリケートな指標を具体的な目標に掲げることとなるので、施策の具体的な進め方についてはよく検討する必要がある。

(委員)

県民満足度に関する調査は、どのようなかたちで実施したのか。また、今後の調査はどのように実施していくこととしているのか。

(事務局)

今回の見直しに当たっては、昨年7月に県政モニター150名を対象として、県民満足度を含め、大気環境保全に関する意識などについて調査を実施した。今後も、機会を捉えて県政モニター制度を活用した調査を実施することを考えている。

(委員)

県政モニターは環境に関心の高い人なのか。

(事務局)

県政モニターは広報課が募集しているものであり、地域的にも年齢的にも幅広い方が選定されている。県政一般に対して関心は高いと思われるが、特別に環境に関心の高い方ばかりが選定されている訳ではない。

(委員)

県政モニター調査に限定した調査だけでなく、インターネットを利用するなど幅広い県民を対象として調査を実施することもできるのではないかと。

(事務局)

これまでインターネットを利用して調査を実施したことはないが、技術的には可能と思われるので、計画の進捗状況を把握するための具体的な方法として今後検討していく。

(委員)

インターネットを利用する場合、悪意のある意見が提出されやすいなどの問題もあり、慎重に取り扱わなければならない。公平、広範で良識ある意見を聴取できる方法について検討すること。

(委員)

「第4章 計画の推進施策 - 基本的な大気環境保全対策の実施 - 1 大気環境の監視及び調査 - (2) 各種調査の実施 - イ 環境放射能調査」について、「空気や降水、水道水」は「降下物」としてまとめられるのではないかと。

(事務局)

ご意見を踏まえ修正する。

(委員)

「基本的な大気環境保全対策の実施」については情報発信、「県の支援のもとで各主体が行う自主的な大気環境保全の推進」及び「県や各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造」については情報収集が重要になると考えられる。情報発信や情報収集を効果的に行う方法を検討すること。

(委員)

「第4章 計画の推進施策 - 県や各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造 - 3 国際的な環境問題に対する貢献 - (2) 地域レベルの国際環境協力」は、他の部分に比べて具体的な施策の記述が少ないと感じる。例えば、漂着ごみ調査などの施策を記述しなくてよいか。

(事務局)

この部分の記述については、関係機関との調整が必要なため、今後の施策についてどこまで具体的に記述できるか調整する。なお、大気環境に関する計画であることから、見直し案には漂着ごみ調査について記述していないが、環境保全意識を高揚する施策として記

述できないか検討する。

(委員)

「第4章 計画の推進施策 - 県や各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造 - 3 国際的な環境問題に対する貢献 - (2) 地域レベルの国際環境協力 - イ 情報の共有化」について、インターネットを利用したeラーニング(情報技術を用いて行う学習)等への活用も具体的な施策として記述できるのではないか。

(事務局)

例えば、環日本海環境協力センターのホームページでは、黄砂広域的モニタリングネットワークについて5か国語で情報発信を行っているところであり、そのようなことも踏まえ具体的な施策として記述できないか検討する。

(委員)

eラーニングといえば、以前はある場所に情報を蓄積しておき必要に応じて利用者が引き出すやり方であったが、最近は検索によって利用者が望む情報を世界中からの確に探し出すことが主流になっている。特に国際的な環境問題については、環境科学センター等が窓口となって検索に対応できるように情報を整備することができれば、あまり予算もかけずに情報提供できるようになると思う。

(委員)

大気環境に関する様々な観測値の生データをインターネットで公表していけば、環境学習などに役立つのではないか。

(事務局)

光化学オキシダント濃度や黄砂の飛来状況等、速報値をリアルタイムで公表しているものもあるが、これらの情報を活用していただくためには、どんな情報があるかということも情報発信することも重要だと思うので、データの充実も含め対応を検討していきたい。

(委員)

小・中学校の総合学習の時間などに活用できるような教材の整備や人材の派遣などは重要である。総合学習に役立てるよう小・中学生向けの環境教育の窓口を設置する等はできないか。

(事務局)

環境科学センターでは、一般向けに施設見学や環境学習のメニューを準備し、随時受け入れている。また、小中学生向けに大気、水質、騒音などの実習メニューも整備しており、総合学習の時間にも対応しているが、さらに利用しやすくなるよう工夫することとし、施策として記述する。

(委員)

「第4章 計画の推進施策 - 基本的な大気環境保全対策の実施 - 1 環境の監視及び調査 - (1) 大気環境の監視及び調査 - イ 大気汚染常時観測局適正配置計画の推進」に関して、適正配置計画に基づき浮遊粒子状物質の測定局を統合により減らす一方、「ウ

微小粒子状物質(PM2.5)に関する監視体制の整備」では、微小粒子状物質の測定局を増やすこととしているが、具体的にはどこで測定を行う予定か。

(事務局)

一般環境観測局は小杉太閤山局を予定している。自動車排出ガス観測局は高岡大坪局等の交通量の多い地点を選定したいと考えている。

(委員)

現行の適正配置計画を策定する際には、微小粒子状物質の測定局の配置までは議論していなかったと思うが、測定局の配置について検討する必要があるのではないか。

(事務局)

昨年9月に微小粒子状物質の環境基準が設定されたため、現行の適正配置計画策定時には測定局の配置について議論していない。今後、国が望ましい測定体制について方針を提示する予定であり、それを踏まえて望ましい配置を検討したい。

(委員)

「第5章 計画の推進体制 - 1 県民・NPO、事業者及び行政の役割」について、NPOの活動状況などは把握しているのか。

(事務局)

現状では把握できていない。今後、把握に努めたい。

(委員)

大気環境計画を推進してきた結果、本県の大気環境の現状はどのような状況にあって、今後はどのような方向を目指していくのかを示す必要があるのではないか。具体的には、例えばグラフで横軸に工業化の度合いを、縦軸に大気環境の良さをとることで、富山県が全国でどこに位置するかの現状を示し、新しく「県民満足度」という指標を加えるならば、この二つの軸に直交する軸として「県民満足度」をとることで今後の方向を示すなどの方法が考えられる。

(事務局)

非常に難しい課題であるが、どのようなかたちで本県の大気環境の現状と今後の方向性を表せばよいのか検討する。

(委員)

快適な大気環境を創造するだけでなく、快適な大気環境を整えた場所に人が集まってくることも重要である。例えば公園の整備についても画一的に進めるのではなく、住民が望むような樹木を植えるなど地域の特色を出す工夫が必要であると思うが、公園を整備する際に住民の意見を聞く機会はあるのか。

(事務局)

都市計画法に基づく公園を決定する際には、都市計画決定の手続きにおいて、地元住民の意見が反映できるよう、努めている。また、植える樹木の選定にあたっては、地元配慮して整備を行っている。

(委員)

例えば人や鳥などが集まるように果樹を植えるなど、住民の意見にも配慮して、特色のある公園の整備に努めてほしい。

(委員)

どういう富山県を目指すのかが重要であると思う。「第4章 計画の推進施策 - 県や各主体が連携・協調して行う快適な大気環境の創造 - 1 環境教育の推進」には、「子ども農山漁村プロジェクト」や「グリーン・ツーリズム」などの言葉が並んでいるが、農林水産業中心の県を目指すということか。

(事務局)

これらの施策は、本県の環境の豊かさを体験していただくことで、環境保全活動に取り組む意識を高めることを目的としており、必ずしも農林水産業中心の県を目指すということではない。こうしたことを通じて、都市部においても植樹などの活動が実施され、身近な環境の改善が進めばよいと考えている。

(委員)

グリーン・ツーリズムとして自然環境の豊かなところを訪れるだけではなく、かつて公害発生源であり現在は改善されたような場所を見てもらうことも環境教育になるのではないか。

(委員)

「第5章 計画の推進体制 - 3 進行管理 - (2) 進捗状況等の公表」に記載のある「大気環境の現況 / 身近な公害の現況 (騒音・振動・悪臭)」について、今回の計画では騒音・振動は対象としていないので、表現を見直すこと。

(事務局)

ご指摘を踏まえ修正する。